

松江市国民健康保険 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金

松江市役所 健康福祉部保険年金課 給付管理係 ☎ (0852) 55-5265

傷病手当金は、松江市の国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために会社等を休み、給与等が受けられない場合に支給します。

支給要件

対象者

次のすべての要件を満たす人

- (1) 松江市国民健康保険の加入者で、給与や賃金の支払いを受けている。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために仕事をすることができない。
- (3) 療養のために休んだ期間に、給与や賃金が受けられない、または一部減額され支払われている。

支給対象期間

労務に服する予定だったが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間（最長1年6か月間）

支給額

1日当たりの支給額×3分の2×支給対象日数

※1日当たりの支給額＝〔直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数〕

※給与収入額は事業主の証明によるもの。

※支給対象日数とは、勤務を予定していた日。

※給与等を全額または一部受けることができる場合は、支給額の調整や支給されない場合がある。

※支給額の上限 1日当たりの支給額 30,887円。

申請方法

必要書類

世帯主は(1)の申請書に(2)～(3)の書類を添付し申請します。記入例を参考にしてください。

世帯主以外の方が傷病手当金を受け取る場合は委任が必要です。

療養期間が10日以内なら(1)～(3)の提出、11日以上なら(1)～(4)の提出が必要です。

- (1) 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）（様式第1号）
 - (2) 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）（様式第2号）
 - (3) 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）（様式第3号）
 - (4) 国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）（様式第4号）もしくは保健所の療養証明
- ※医療機関を受診しないまま体調が改善した場合は、(2)に事業主が証明することで支給対象となる場合があります。

※療養期間が10日以内なら医療機関記入用及び保健所の療養証明書は提出不要です。

ただし、療養期間が11日以上の方は、労務不能期間が記載された医療機関もしくは保健所の証明をご提出ください。

【申請時の医療機関記入用及び保健所の療養証明書の省略について】

コロナウイルス感染症が急速に拡大していることから、臨時的な対応として医療機関記入用及び保健所の療養証明書を省略して傷病手当金を申請できるようになりました。(国の臨時取扱に基づく)

※国の通知により取り扱いが変わります。

再び、医療機関記入用及び保健所の療養証明書が必要になりましたら、その際はご了承ください。

申請書提出期限

労務に服する予定だったが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から2年間。郵送により提出してください。

審査結果の通知

郵送により支給額および支給日等をお知らせします。

支給決定の取消

傷病手当金の支給を受けた人が、偽りその他不正な行為により、傷病手当金の支給を受けたと認められるときは、傷病手当金の全部又は一部の支給の決定を取り消します。支給を受けた人は、その取消した金額について、期限内に返還しなければなりません。

その他

(1) 支給対象者がお亡くなりになられた場合

相続人による申請を受け付けます。その場合、傷病手当金を支給するために必要な項目が申請書に適切に証明されていることが必要です。

(2) 申請書（および記入例）が必要な場合

市役所本庁保険年金課⑦番窓口、各支所市民生活課窓口にあります。

松江市ホームページからもダウンロードできます。

郵送もいたしますので電話でお問い合わせください。

発熱したら、まずは
「かかりつけ医」にお電話を！

新型コロナウイルス感染症の受診について

発熱などの症状だけでは新型コロナウイルス感染症と区別することが難しいことから、受診しようとするときには、事前にかかりつけ医に電話で連絡し、医師の指示にしたがって受診してください。受診先をお探しの際は「健康相談コールセンター（電話：0852-33-7638）」にご相談ください。詳しくは松江市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

健康相談コールセンター（松江市・島根県共同設置松江保健所）

電話番号： 0852-33-7638

受付時間： 8時30分～21時（土日祝日含む）